

別記第6号様式（第8条関係）

別記第7号様式（第9条関係）

豊島区入札監視委員会 平成28年度第1回定例審議会審議報告書（兼）議事概要

開催日時 場所	平成28年7月25日（月）午前10時00分～11時30分 豊島区役所5階 507会議室	
出席委員 （3名中3名出席）	菊池 秀明 委員長 外山 公美 委員（委員長職務代理） 阪本 清 委員	
審議対象期間	平成27年10月1日 ～ 平成28年3月31日	
抽出案件	8件	備考
契約方式	一般競争入札 6件（共同企業体案件4件、単体案件2件） ①勤労福祉会館大規模改修工事 ②勤労福祉会館大規模改修に伴う電気設備工事 ③勤労福祉会館大規模改修に伴う給排水衛生・消火・ガス設備工事 ④勤労福祉会館大規模改修に伴う冷暖房・換気設備工事 ⑤勤労福祉会館大規模改修工事に伴う立体駐車場設備工事 ⑧委託28号 西巣鴨橋橋梁詳細設計業務請負	
	随意契約 2件 ⑥勤労福祉会館大規模改修変更設計業務請負 ⑦勤労福祉会館大規模改修工事における工事監理委託	
審議案件	平成27年度下半期分の定例審議 （1）入札・契約手続の運用状況の報告について （2）入札参加及び指名停止措置等運用状況の報告について （3）審議案件の抽出及び抽出案件の審議	
委員からの意見 それに対する回答	意見	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による報告又は意見具申	審議案件8件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、了承した。	

（注）報告書又は意見具申については、別途添付することができる。

意見・質問	回答
<p>&lt;資料4について&gt;</p> <p>●入札参加停止・指名停止措置を実施しているが、区発注工事に不都合は生じたか。</p> <p>●入札参加停止・指名停止措置決定は何らかの基準に基づくものであるか。</p> <p>&lt;審議案件の抽出理由について&gt;</p> <p>▶建築関連のなかで、対象期間中で最も大きな契約である「勤労福祉会館大規模改修工事」を選んだ。それに付随する「電気」、「機械設備」、「設計変更」等の各業種での契約を選んだ。</p> <p>▶①は、大型の契約案件であり、落札率が99.99%であったため選定した。予定価格の公表や、入札参加者の状況、参加資格の設定が適正であったか等を確認したいのが理由。</p> <p>▶②から⑤までは、1件目の改修工事に伴う設備工事である。1億円を超える契約金額であり、比較的大型の契約である。落札比率は89.38%から100%である。1件目同様に、予定価格の公表、入札参加者の状況、参加資格の設定が適正であったか等確認したい。</p> <p>▶⑥及び⑦は随意契約となっている。随意契約を選択した理由を確認するとともに、設計変更にいたった工事全体の経緯なども説明を受けたい。</p> <p>▶もう1件は土木関係から。土木設計では比較的大きな契約金額となっている「西巣鴨橋橋梁詳細設計業務請負」を選んだ。</p> <p>▶⑧は、橋りょう工事の設計で7千2百万円を超える契約。予定価格に対する落札額の比率は80%。入札参加者の状況、参加資格の設定が適正であったのか等確認したい。</p>	<p>○いまのところは影響ない。理由として指名停止措置に区内業者が入っていないことが考えられる。</p> <p>○豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準の規定による。</p>
<p>&lt;審議案件①～⑤について&gt;</p> <p>●2回目の発注公告後に「設計変更のため中止」となっているが、入札は取り止めたのか。</p> <p>●1回目の建築の発注公告に対して入札参加希望者がいれば、そのまま手続きは続行したのか。</p> <p>●案件①～④の入札参加条件を共同企業体(JV)に限る理由は何か。単体ではだめなのか。</p> <p>●立体駐車場設備の発注公告は時期的に遅いようだが、最初から発注案件に含めないのか。</p> <p>●設計変更による手続き中止後、3回目の発注公告までは時間的にわずかだが、その理由は何か。</p>	<p>○そのとおり。</p> <p>○1回目の発注公告で、本体である建築工事の入札が成立すれば、おそらくは電気設備工事等の設備工事の入札も執行されていた。</p> <p>○内規により、一定額以上の工事を対象にJVを条件としている。従来と同様である。ただし、契約内容によっては単体発注することもある。</p> <p>○立体駐車場設備は、エレベータ等と同様に専門業者のため別途発注にしている。</p> <p>○予定価格が同じであればさらに不調のおそれがあったこと、外壁サインの見直しなど設計変更すべき内容もあらかじめ判明していたため、この機会に見直すことが合理的であると判断した。</p>

<p>▶ 審議案件①～⑤については、適切に実施されていると判断する。</p> <p>&lt;審議案件⑥、⑦について&gt;</p> <p>●平成 20 年度の当初の実施設計業務を 26 年度の随意契約で修正したこの間の経緯は。</p> <p>●予定価格の積算方法はどのようなものか。</p> <p>▶ 審議案件⑥、⑦については、適切に実施されていると判断する。</p> <p>&lt;審議案件⑧について&gt;</p> <p>●最低制限価格の設定は要綱に基づいているのか。予定価格に対する最低制限価格の割合は案件ごとに異なるのか。</p> <p>●入札した 2 社とも、ほぼ落札比率 80%である。当初の予定価格は妥当といえるか。</p> <p>●入札参加条件に「A ランク」などとあるが、この格付けはどのように行っているのか。</p> <p>●事業者は自らの情報を確認できるのか。</p> <p>▶ 審議案件⑧については、適切に実施されていると判断する。</p>	<p>○勤労福祉会館にある郷土資料館は、その当時整備する計画だった西部地域複合施設に転出する予定であり、平成 20 年度は郷土資料館移転を見込んで大規模改修を設計していた。ところが、その複合施設の建築工事の入札が不調になってしまった。資材高騰、職人不足等の影響により、結局、西部地域複合施設の整備計画は東京オリンピック後へ先送りされた。郷土資料館が残留することによる影響及び平成 20 年度から 26 年度までに生じた勤労福祉会館に対するさまざまなニーズ変化を踏まえて再検討が必要となり、平成 20 年度に行った実施設計を 26 年度に一部見直さなければならなかった。</p> <p>○国交省の基準表に基づき積算している。</p> <p>○要綱で予定価格の 70～90%の範囲で定めることになっている。最低制限価格は案件ごとに算定しており、異なる。</p> <p>○予定価格は、東京都建設局の積算基準を準用して業務内容を積上げた結果である。その基準にない内容については見積り（5 社）を参考に算定した。入札参加の 1 社は基本設計を受託して経過を知っている。他の 1 社は鉄道事業に精通している。2 社とも業務内容を熟知し、経験等を活用できることが強みとなって、応札価格に反映されたものと考えている。</p> <p>○23 区と市町村で構成する「東京電子自治体共同運営」において、共通のマニュアルに基づき、各自自治体が分担して事業者からの申請書類を審査する。システム登録をおこなったのち、審査システムが自動で格付けしている。資本金、従業員数、技術者資格保有者、受注実績、財務諸表等々の経営審査事項を点数化することによって格付けしている。審査時期等によって、格付けは随時変動する。</p> <p>○事業者はシステム上で自分の格付けを確認できる。</p>
--	---

事務局（担当課）	総務部契約課
委員以外の出席者	関係者
	事務局
会議の公開の可否	公開・ <b>非公開</b> ・一部非公開 傍聴人数 〇人
非公開・一部公開の場合は、その理由	豊島区入札監視委員会設置要綱第5条第4項の規定により、原則として非公開。公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがあるため。
議事概要の公開の可否	<b>公開</b> ・非公開・一部非公開 ただし、公開することにより入札・契約の公平性が損なわれ、又は事業者の正当な事業活動を損なうおそれがある場合等は非公開。
議事次第	1 開会 2 委員長の選出について (1) 委員長の選出について (2) 職務代理者の決定について 3 議事 (1) 平成27年度下半期分の定例審議 ① 入札・契約手続きの運用状況について ② 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況について ③ 審議案件の抽出及び抽出案件の審議 (2) その他 4 閉会
提出された資料等	【事前配付資料】 資料1 入札方式別発注契約総括表 資料2 入札方式別発注契約一覧表【工事】 資料3 入札方式別発注契約一覧表【物品】 資料4 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況一覧表 資料5 定例審議抽出案件一覧表 資料6 定例審議抽出案件概要 【当日配付資料】 勤労福祉会館大規模改修図面 委託28号 西巣鴨橋橋梁詳細設計業務請負 案内図等 豊島区入札監視委員会設置要綱 豊島区入札監視委員会運営要領（抜粋）
その他	委員の互選により、菊池委員を委員長に選任した。 委員長により、外山委員を委員長職務代理に指名した。 次回は平成28年11月頃に開催する（後日日程調整のうえ決定）。 審議対象案件を抽出する当番委員は、次回は外山委員とする。